

## 北上市「食のつながり」認証制度実施要領

### (目的)

第1 生産者がこだわり・思いを伝え、そのこだわり・思いが、消費者までつながる取組みを「食のつながり」として認証することにより、北上産品の信頼性を高めるとともに、魅力の発見や共感の機会を提供し、市内外に広くPRすることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産者 本市で農産物等の一次生産物を生産する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 販売店 本市で農産物等の一次生産物及びその加工品を販売している個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 飲食店 本市で農産物等の一次生産物及びその加工品を使用した食事等を消費者に提供している個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 加工業者 本市で農産物等の一次生産物を加工し、販売している個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 主体 生産者、販売店、飲食店及び加工業者をいう。

### (認証の基準)

第3 市長は、主体の登録の申請に基づき、次の各号の主体ごとにそれぞれの基準に合致する場合は、「食のつながり」の認証を行う。

- (1) 過去1年間で次のいずれかの「生産者と消費者がつながる取組み」を実施した生産者
  - ア 延べ年間30日以上、販売店・飲食店・加工業者へ農産物等の一次生産物を提供し、かつ店頭紹介のための生産者情報（生産者名、生産者の顔又は生産情報をいう。以下同じ。）も提供しているもの。
  - イ 年3回以上、販売店・飲食店・加工業者と連携し食イベントを実施しているもの。
  - ウ 年3回以上、市民を対象とした農業体験又は市外の人を対象としたグリーンツーリズムの受入れを実施しているもの。
  - エ 年3回以上、ホームページ、ソーシャルネットワーク及び紙媒体等（以下「WEB等」という。）で生産情報やこだわりを発信しているもの。
- (2) 過去1年間に次のいずれかの「生産者と消費者がつながる取組み」を実施

した販売店

ア 延べ年間30日以上、北上産の農産物等の一次生産物及びその加工品を販売し、その生産者情報を提供しているもの。

イ 年3回以上、生産者と連携して食イベントを実施しているもの。

(3) 過去1年間に次のいずれかの「生産者と消費者がつながる取組み」を実施した飲食店

ア 延べ年間30日以上、北上産の農産物等の一次生産物及びその加工品を使用し、その生産者情報がわかるメニューを提供しているもの。

イ 年3回以上、生産者と連携し食イベントを実施しているもの。

(4) 過去1年間に次のいずれかの「生産者と消費者がつながる取組み」を実施した加工業者

ア 延べ年間30日以上、北上産の農産物等の一次生産物を加工し、その生産者情報がわかる加工品を提供しているもの。

イ 年3回以上、生産者と連携して食イベントを実施しているもの。

(認証の申請)

第4 「食のつながり」の認証を受けようとする主体は、北上市「食のつながり」登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 実際の活動の様子がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(認証の可否)

第5 市長は、第4の申請書を受理したときは、北上市食のつながり認証会議の意見を聴き、認証の可否を決定する。

2 認証の可否について、北上市「食のつながり」認証結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による認証の有効期間は、当該認証の日から起算して1年とする。

4 認証を受けた主体は第4の申請を行うことにより、認証期間を1年単位で更新できる。

(市の責務)

第6 市長は、第5第1項の認証をしたときは、当該認証に係る情報をWEB等で公表するとともに、認証した主体の活動情報を積極的に発信し、認証の適正な管理をするものとする。

(認証を受けた主体の責務)

第7 主体は、「食のつながり」の情報の発信及び生産者と消費者のつながりづくりに積極的に努めるものとする。

(認証の表示)

第8 第5の認証を受けた主体は、認証を受けた生産者が生産した農産物又はその農産品を使用した料理又は加工品に「食のつながり」認証の表示又はロゴマークの表示（以下「ロゴマーク等の表示」という。）をすることができるものとする。

2 認証を受けた販売店及び飲食店は、その店内にロゴマーク等の表示をすることができる。

3 第1項のロゴマーク等の表示をするために要する費用は、認証を受けた主体の負担とする。

(報告)

第9 市長は、この要領で規定する認証に関する事項について、確認するため必要があると認めるときは、認証を受けた主体に対して必要な報告を求めることができる。

(認証の取消し等)

第10 市長は、認証を受けた主体が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消し、当該主体に通知するものとする。

(1) 第9の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって第5第1項の認証を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認証を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の取消しを受けた主体は、速やかにロゴマーク等の表示の使用を中止しなければならない。

3 第1項の取消しを受けた主体は、当該取消しの日から起算して1年を経過するまでは、第4の規定による認証の申請をすることはできないものとする。

4 第1項の規定により認証を取り消した場合において、認証主体に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。